

# 入 札 説 明 書

「岡山労働局管内9施設の電力供給契約」

令和6年12月

岡 山 労 働 局

## 目 次

- 1 入札公告
- 2 仕様書
- 3 入札説明書
- 4 付記事項
  - (1) 提出書類
  - (2) 入札方法及び書類等提出方法
  - (3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

### 添付書類

省 CO<sub>2</sub> 化の要件、契約書(案)、封書記載例

### 別添様式類

- 様式 1 - 1 (入札書)
- 様式 1 - 2 (入札書)
- 様式 2 (委任状)
- 様式 3 (電子入札案件での紙入札方式での参加について)
- 様式 4 (入札参加資格確認関係書類 (提出書類))
- 様式 4 - 2 (入札参加資格確認申請・証明書)
- 様式 4 - 3 (入札参加資格確認申請・証明書)
- 様式 5 (入札辞退届)
- 様式 6 (開札承諾書)
- 様式 7 (入札参加受付票)
- 様式 8 (誓約書)
- 様式 9 (自己申告書)
- 様式 10 (省 CO<sub>2</sub> 化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した  
点数等報告書)
- 調達についての質問票
- 別紙 1 - 1 ~ 1 - 9 (入札内訳書)
- 入札の流れ

# 1 入札公告

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に附します。  
令和6年12月13日

支出負担行為担当官  
岡山労働局総務部長 榎本 俊一

## 1. 調達内容

### (1) 調達件名及び数量

岡山労働局管内9施設の電力供給契約  
予定契約電力 543kW  
予定使用電力量 778, 925kWh

### (2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

### (4) 需給場所

岡山労働基準監督署（岡山市北区大供2-11-20）他8施設  
詳細は入札説明書及び仕様書による。

### (5) 入札方法

入札金額は仕様書に記載した契約電力、力率及び使用予定電力量に、基本料金単価ならびに電力量料金単価を乗じた総価とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い、紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

## 3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に格付けされている者であること。

(4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(8) 地球温暖化防止の観点から支出負担行為担当官が提示するCO2排出量に関する条件を満たしていること。

(9) 確実に安定した電気の供給が可能であること。

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

## 4. 入札説明書の交付場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階）  
岡山労働局総務部総務課会計第二係 石田  
電話：086-225-2011

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

交付方法

岡山労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>）に掲載する。

## 交付期間

本公告の日から令和7年2月3日(月)午後5時まで

## 5. 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL  
政府電子調達システム  
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (2) 入札等の問い合わせ先  
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (3) 紙入札方式による入札書等の提出先  
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限及び紙入札参加届等書類(証明書等)の受領期限  
令和7年2月4日(火)午前11時
- (5) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限  
令和7年2月5日(水)午後4時
- (6) 開札の場所及び日時  
岡山労働局総務部総務課(岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階)  
令和7年2月6日(木)午前9時開始  
※原則、立会方式での開札を実施しない。

## 6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (5) 落札者の決定方法  
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札説明書で指定する規格等の要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、この者と単価契約を締結する。
- (6) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (7) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (8) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (9) その他  
詳細は入札説明書による。

## 2 仕 様 書

# 仕 様 書

## 岡山労働局管内9施設で使用する電力供給契約

### 1 需要場所

- ( 1 ) 岡山労働基準監督署 (岡山市北区大供2-11-20)
- ( 2 ) 倉敷労働基準監督署 (倉敷市大島407-1)
- ( 3 ) 津山労働総合庁舎 (津山市山下9-6)
- ( 4 ) 津山公共職業安定所美作出張所 (美作市林野67-2)
- ( 5 ) 倉敷中央公共職業安定所 (倉敷市笹沖1378-1)
- ( 6 ) 和気公共職業安定所 (和気郡和気町和気481-10)
- ( 7 ) 笠岡労働総合庁舎 (笠岡市笠岡5891)
- ( 8 ) 岡山公共職業安定所 (岡山市北区野田1-1-20)
- ( 9 ) 玉野公共職業安定所 (玉野市築港2-23-12)

### 2 業種 (契約種別)

官公署 (事務所)

### 3 仕様

#### (1) 供給電気方式等

ア 供給方式	交流3相3線式
イ 供給電圧 (標準電圧)	6,000V
ウ 計量電圧 (標準電圧)	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 電気方式	1回線受電

#### カ 蓄熱式負荷設備の有無

①岡山労働基準監督署	無
②倉敷労働基準監督署	無
③津山労働総合庁舎	無
④津山公共職業安定所美作出張所	無
⑤倉敷中央公共職業安定所	無
⑥和気公共職業安定所	無
⑦笠岡労働総合庁舎	有

【蓄熱の方式】 氷蓄熱

【型式等】 ダイキン工業RSYP900PE 1台

ダイキン工業RSYP450PE 1台

【計量電圧】 200V

⑧岡山公共職業安定所 有

【蓄熱の方式】 氷蓄熱

【型式等】 ダイキン工業RSYP560P 2台

【計量電圧】 200V

⑨玉野公共職業安定所 無

キ 太陽光発電設備

①岡山労働基準監督署 定格出力10kw

②倉敷労働基準監督署 定格出力10kw

⑤倉敷中央公共職業安定所 定格出力5kw

⑦笠岡労働総合庁舎 定格出力20kw

いずれの場所も系統連系（みなし低圧連系）運転を行っている。なお、自家消費のみである。

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量等

別紙のとおり。

ただし、契約締結後の各月の契約電力は、当月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 標準力率

100%

(4) 契約期間

令和7年4月1日 0:00 ~ 令和8年3月31日 24:00

ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

(5) 検針方法

訪問検針又は遠隔自動検針（落札者の検針方法により記載）

(6) 供給電力の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率40%とすること。

参照「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

#### 4 その他

- (1) 力率保持のため自動力率調整装置を設置しており、契約期間中は100%を保持する予定である。なお、入札時においては、力率100%にて価格算定すること。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 契約電力が500kW以上となる場合は、あらかじめ協議により契約電力を決定するものとする。
- (4) 力率の変動や電力量料金について燃料費調整を行う場合及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、中国管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札価格算定にあたっては、力率100%とし、燃料費調整は考慮しないこととする。

また、力率割引を実施する場合は、割引した額を算出することとする。

- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 電力供給における契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面（様式自由）で提出することとする。

年間予定契約電力・予定使用電力量集計表

・・・12か月間の最大需要電力

仕様書別紙

番号	施設名	季節区分	その他季	その他季	その他季	夏季	夏季	夏季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季	その他季	上段:予定契約電力	需給地点・保安責任分界点・財産分界点	
		内訳	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	下段:予定使用電力量		
(1)	岡山労働基準監督署	令和6年度契約電力(kW)	38	38	38	38	39	41	41	41	41	41	41	41	41	41	需給地点: 構内第1柱に施設した開閉器の電源側接続点 保安責任分界点: 需給地点に同じ 財産分界点: 需給地点に同じ
		使用電力量(kWh)	3,373	3,327	5,333	7,442	7,103	6,759	4,726	3,689	4,654	5,294	5,591	4,970	62,261		
		最大需要電力(kW)	18	22	31	36	39	36	28	25	24	27	31	27	—		
(2)	倉敷労働基準監督署	令和6年度契約電力(kW)	35	35	35	35	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	需給地点: 構内第1柱に施設した開閉器の電源側接続点 保安責任分界点: 需給地点に同じ 財産分界点: 需給地点に同じ
		使用電力量(kWh)	2,842	3,633	5,755	8,732	8,063	7,416	3,223	3,023	4,917	5,255	5,126	4,790	62,775		
		最大需要電力(kW)	12	31	33	34	36	35	28	24	26	29	28	28	—		
(3)	津山労働総合庁舎	令和6年度契約電力(kW)	68	68	68	68	57	68	68	68	68	68	68	68	68	68	需給地点: 構内第1柱に施設した開閉器の電源側接続点 保安責任分界点: 需給地点に同じ 財産分界点: 需給地点に同じ
		使用電力量(kWh)	5,980	6,307	9,210	11,950	12,342	10,277	5,883	6,491	8,745	9,549	8,644	8,960	104,338		
		最大需要電力(kW)	24	48	50	55	57	53	27	38	47	53	50	50	—		
(4)	津山公共職業安定所美作出張所	令和6年度契約電力(kW)	31	31	31	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	需給地点: 構内第1柱に施設した開閉器の電源側接続点 保安責任分界点: 需給地点に同じ 財産分界点: 需給地点に同じ
		使用電力量(kWh)	1,958	1,592	1,918	3,373	4,098	2,977	1,480	2,199	3,644	3,831	3,213	3,166	33,449		
		最大需要電力(kW)	12	8	14	37	26	24	8	17	29	28	24	19	—		
(5)	倉敷中央公共職業安定所	令和6年度契約電力(kW)	56	56	56	55	59	65	65	65	65	65	65	65	65	65	需給地点: 構内第1柱に施設した開閉器の電源側接続点 保安責任分界点: 需給地点に同じ 財産分界点: 需給地点に同じ
		使用電力量(kWh)	6,329	6,409	9,180	13,028	13,031	11,500	6,597	6,412	8,276	8,988	8,332	7,953	106,035		
		最大需要電力(kW)	24	43	48	53	59	51	45	41	40	44	42	43	—		
(6)	和気公共職業安定所	令和6年度契約電力(kW)	27	27	27	27	28	32	32	32	32	32	32	32	32	32	需給地点: 構内第1柱に施設した開閉器の電源側接続点 保安責任分界点: 需給地点に同じ 財産分界点: 需給地点に同じ
		使用電力量(kWh)	2,301	2,325	3,234	5,035	5,101	4,534	2,469	2,608	3,423	3,546	3,430	3,258	41,264		
		最大需要電力(kW)	10	14	20	27	28	25	18	17	20	19	19	19	—		
(7)	笠岡労働総合庁舎	令和6年度契約電力(kW)	82	82	82	82	82	89	89	89	89	89	89	89	89	89	需給地点: 構内第1柱に施設した開閉器の電源側接続点 保安責任分界点: 需給地点に同じ 財産分界点: 需給地点に同じ
		使用電力量(kWh)	5,120	5,197	7,325	12,431	14,068	10,148	5,851	5,569	10,026	12,022	9,708	9,053	106,518		
		最大需要電力(kW)	20	30	38	55	54	43	28	38	66	75	82	60	—		
(8)	岡山公共職業安定所	令和6年度契約電力(kW)	91	91	91	101	106	129	129	129	129	129	129	129	129	129	需給地点: 構内第1柱に施設した開閉器の電源側接続点 保安責任分界点: 需給地点に同じ 財産分界点: 需給地点に同じ
		使用電力量(kWh)	11,039	11,476	13,008	19,030	20,824	15,845	11,289	10,157	12,534	13,818	12,505	12,713	164,238		
		最大需要電力(kW)	43	58	65	101	106	79	50	52	85	84	85	76	—		
(9)	玉野公共職業安定所	令和6年度契約電力(kW)	42	42	42	39	39	46	46	46	46	46	46	46	46	46	需給地点: 構内第1柱に施設した開閉器の電源側接続点 保安責任分界点: 需給地点に同じ 財産分界点: 需給地点に同じ
		使用電力量(kWh)	5,333	6,172	8,501	12,946	13,308	11,762	6,497	5,491	6,899	7,525	6,898	6,715	98,047		
		最大需要電力(kW)	20	24	30	39	39	39	26	28	35	36	35	31	—		
合計		令和6年度契約電力(kW)													543		
		使用電力量(kWh)													778,925		
		最大需要電力(kW)													—		

※使用電力量(kWh)・最大需要電力(kW)等は令和5年9月より令和6年8月までの各月の使用実績に基づくもので、使用量を確約するものではない。

### 3 入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 岡山労働局管内9施設の電力供給契約
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

- (4) 履行場所 仕様書のとおり

## 2 入札

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、この入札説明書、2に示す仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、入札日までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 入札金額は、総価（仕様書に記載した契約電力、力率及び使用予定電力量に、基本料金単価ならびに電力量料金単価を乗じた総価。消費税は含まない。）を記入すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）

## 3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号、第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

## 4 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に

格付けされている者であること。

- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けているものであること。
- (8) 地球温暖化防止の観点より、別添、「省CO<sub>2</sub>化の要件」において支出負担行為担当官が提示するCO<sub>2</sub>排出量に関する条件を満たす者であること。
- (9) 確実に安定した電気の供給が可能であること。
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

## 5 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、様式3により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子調達システムを通じて様式4-3の証明書及び様式10の点数等報告書を、令和7年2月4日（火）午前11時までに提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない

### (1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書及び入札内訳書の提出期限 令和7年2月5日（水）午後4時

※ 電子調達システムに到着するように提出すること（令和7年2月5日（水）午前9時以降、提出可能であること）。なお、電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

※ 別紙1-1～1-9の入札内訳書を添付することとし、Word、Excel及びPDF形式により提出すること。

### (2) 紙により入札を行う場合

#### ① 入札書及び入札内訳書の提出期限 令和7年2月5日（水）午後4時

※ 郵送による入札書の提出を認める。（到着時間厳守のこと。）

ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

※ 令和7年2月5日（水）午前9時以降、提出可能であること。

#### ② 入札日時・場所・契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

TEL:086-225-2011

#### ③ 入札書の提出方法

入札書は様式1-1にて、入札内訳書は別紙1-1～1-9にて作成し、左上をステープル止めし、別添「封書記載例」により封筒に入れ封印し、提出する。

なお、代理人が入札する場合は、様式1-2を使用するものとする。代理人委任の場合の委任状（様式2）の提出は、入札書と分けて提出すること。

### （3）無効の入札

- ① 競争に参加する資格のない代理人のした入札
- ② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ③ 記名を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- ⑧ 入札書に添付して提出することが求められる内訳書その他資料を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

### （4）入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

### （5）代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。  
なお、電子入札においては、復代理人による入札は認めない。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までには様式2による委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

### （6）入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

- ① 入札執行前には、入札辞退届（様式5）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。  
入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 6 開 札

### （1）開札の日時及び場所

日時：令和7年2月6日（木）午前9時

場所：岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 岡山労働局総務部総務課

(2) 電子入札による入札の場合

電子入札により入札書を提出した場合、立会は不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札当日は、立ち合い方式の開札を実施しない。また、事前に「開札承諾書」（様式6）を提出しておくこと。下記再度入札となる場合、再入札時間の時間指示があるので、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。

## 7 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、電子入札によるとき、くじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を文書（メール）及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するものとする。

## 8 契約書の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、令和7年4月1日付で契約を締結するものとする。

(2) 契約条項は、別添「契約書（案）」のとおり。

## 9 その他

(1) 入札した者は、入札後、この説明書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 入札に要求される事項

紙による入札の参加を希望する者は、本入札説明書4の入札参加資格を有することを証明する様式4及び添付書類等を、令和7年2月4日（火）午前11時までに提出しなければならない。

また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求

められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 支払条件

別添「契約書(案)」に定めるとおり、適法な請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に支払うものとする。

(5) 入札にかかる注意事項

岡山労働局ホームページから当該入札説明書等をダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。(メールによる提出可)

(6) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(7) その他

担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があります。得ることについても了承すること。

10 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク	0570-000-683
・ホームページ	<a href="https://www.p-portal.go.jp/">https://www.p-portal.go.jp/</a>

## 4 付 記 事 項

## 1 提出書類

(1) 当入札説明書等を岡山労働局ホームページからダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。（メールでの提出可）

(2) 入札に参加しようとするものは、令和7年2月4日（火）午前11時までに次に掲げる各書類（様式）を提出すること。

①入札参加資格確認申請・証明書（様式4-3）【電子入札】

②入札参加資格確認申請・証明書（様式4-2）【紙入札】

③資格審査結果通知書（令和4・5・6年度全省庁統一資格審査結果通知書）【電子入札】【紙入札】

④電子入札案件での紙入札方式での参加について（様式3）【紙入札】

⑤開札承諾書（様式6）【紙入札】

⑥入札参加受付票（様式7）【紙入札】

⑦誓約書（様式8・参考様式含む）【電子入札・紙入札】

⑧自己申告書（様式9）【電子入札・紙入札】

⑨省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書（様式10）

【電子入札・紙入札】

⑩再生可能エネルギー電気比率確認資料（任意様式）【電子入札・紙入札】

上記①・③・⑦～⑩【電子入札】の書類については、調達システムでデータ添付のこと。②～⑩【紙入札】の書類の提出にあつては、郵送可（期限内到着）とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

なお、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。

また、担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。このことについても了承すること。

(3) 仕様等に関する疑義については、「調達についての質問票」にて令和7年2月4日（火）午前11時までに提出すること。

## 2 入札方法及び書類等提出方法

イ この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ、入札書を提出すること。

開札日は令和7年2月6日（木）午前9時であるが、入札に参加する場合、令和7年2月5日（水）午前9時から午後4時までの間に入札書の提出が必須となる（電子入札参加・紙入札参加ともに）ため、注意すること。なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状」の提出を忘れないよう注意すること（入札書封筒とは分けること）。

ロ 入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添「入札の

流れ」中に明記しているので、十分に確認しておくこと。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

岡山労働局総務部総務課会計第二係 石田

電話 : 086-225-2011

## 省 CO<sub>2</sub>化の要件

省 CO<sub>2</sub>化の要件については、以下の基準表により算出した合計点数が70点以上（基準表の左欄の項目毎に、中欄の数値に応じた右欄の点数を合算した点数。）の者を入札参加可能な者とし、入札参加申請時に「省 CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書」（様式10）を提出するものとする。また、当労働局より当該報告書についての説明及び資料等の提示を求められた際はこれに応じなければならない。

### <省 CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点による基準表>

項 目	数 値	点 数
令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（kg-CO <sub>2</sub> /kWh）（注1）	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上	0
令和4年度の未利用エネルギー活用状況（注2）	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況（注3）	10.00%	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0

（注1）

排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された係数を用いること。

（注2-1）

令和4年度の未利用エネルギー活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

（算出方法）

$$\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)}}{\text{令和4年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

(注 2-2)

なお、未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

(注 2-3)

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(注 2-4)

令和 4 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

(注 2-5)

令和 4 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

(注 3-1)

再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

① 令和 4 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端 (kWh)）

② グリーンエネルギー CO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)

③ J ークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)

(算出方法)

$$\text{令和 4 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{令和 4 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) (送電端) (kWh)}}{\text{令和 4 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) (⑥)}} \times 100$$

(注 3-2)

再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は

含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他電気事業者への販売分は含まない。

令和4年度の供給電力量(⑥)には他電気事業者への販売分は含まない。

# 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 ●●●● (以下、「甲」という。) と、  
●●●● ●●●● (以下、「乙」という。) とは、岡山労働局管内9施設で使用する電力の供給に関し次のとおり契約 (以下、「本契約」という。) を締結する。

(本契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき甲の岡山労働局管内9施設で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価 (以下、「電気料金」という。) を支払うものとする。

(電気料金の構成・単価)

第2条については、落札者の料金体系を考慮し、当局と落札者において、記載内容等を協議するものとする。
---

第2条 電気料金については、基本料金と電力量料金で構成し、その算定の基礎となる単価はそれぞれ次のとおりとする。

基本料金	円 銭 / kW・月 (税込)
電力量料金 (夏季※7月から9月)	円 銭 / kWh (税込)
電力量料金 (その他季※7月から9月以外の月)	円 銭 / kWh (税込)

- 乙の電気契約要綱、標準料金表等に変更がある場合は、乙は甲へ通知の上、変更後の電気契約要綱等所定の金額に電気料金を変更する。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件とする。

(契約期間)

第3条 本契約の期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全

部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の決定）

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議の上、契約電力を決定するものとする。

（使用電力量の検針・算定）

第8条 電力量計の検針日は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とし、乙は当該検針日において電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

（計量値の記録及び計量）

第9条 前条の指示数の読みは、計量器（電力量計、30分最大需要電力量計、無効電力量計等）に記録された値（以下、「計量値」という。）の読みとする。

2 計量器内で計量値が記録される日（以下、「計量日」という。）は、毎月●日とする。

（電気料金の算定期間）

第10条 電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とし、当該期間を1月とする。

（基本料金の算定）

第11条 基本料金は、契約電力に第2条の基本料金の単価を乗じて得た額から、その1月の力率に応じ、電気契約要綱等に基づき割引又は割増した金額とする。

（電力量料金の算定）

第12条 電力量料金は、第8条により読み取った1月の使用電力量に第2条の電力量料金の単価を乗じて得た額から、電気契約要綱等に基づき算定された燃料費調整額を差し引き若しくは加えた金額とする。

第13条、第14条、第15条については、落札者の料金体系を考慮し、当局と落札者において、記載内容等を協議するものとする。
--

（蓄熱割引額の算定）

第13条 蓄熱割引額は、第9条により読み取った1月の蓄熱電力量に損失率●%を割増した値に第2条の蓄熱割引の単価を乗じて得た金額とする。

(空調システム割引額の算定)

第14条 空調システム割引額は、第9条により読み取った1月の非蓄熱電力量に損失率●%を割増した値に第2条の空調システム割引の単価を乗じて得た金額とする。なお、各月における非蓄熱電力量は、前条の蓄熱電力量を上回らないものとする。

(電気料金の支払)

第15条 甲の支払うべき電気料金は、第11条により算定した基本料金と第12条により算定した電力量料金の合計、第13条により算定した蓄熱割引額と第14条により算定した空調システム割引額の合計及び乙の電気契約要綱に定める及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金との合計（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下、「早収料金」という。）とし、早収期間経過後に支払う場合には、遅収料金及び乙の電気契約要綱に定める電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金との合計を適用する。

2 前項の「遅収料金」は、早収料金に、その●%に相当する金額を加算したもの（ただし、1円未満の端数は切り捨て。）をいう。

3 第1項の「早収期間」は、検針日の翌日から起算して●日目までとする。

なお、早収期間の最終日（以下、「早収期限日」という。）が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下、「休日」という。）に該当する場合は、早収期限日をその翌日とし、その翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

4 官署支出官 岡山労働局長は、適法な請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に支払うものとする。

なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合は、支払期日を翌日とする。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

(支払遅延利息)

第16条 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、乙に対し支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(支払方法)

第17条 第15条により算定した電気料金の支払条件は、口座振込とする。

(事情変更)

第18条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙は、協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償の責任)

第19条 契約業務の履行中、乙の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に与えた損害に対し、乙は法律上の賠償責任を負い、その賠償額については甲乙協議の上これを定める。但し、やむを得ない事情が認められるときは、この限りではない。

(契約解除)

第20条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(4) 第25条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法

第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（守秘義務）

第24条 甲及び乙は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 甲及び乙は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

（属性要件に基づく契約解除）

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は、第20条第2項、同条第3項、第25条、第26条、第28条第2項及び32条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第20条第2項、同条第3項、第25条、第26条、第28条第2項及び32条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させ

るとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第31条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第32条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第33条 第32条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第34条 乙が本契約に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(疑義等の解決)

第35条 この契約に定めのない事項またはこの契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、乙の電気契約要綱等の規定によるほか、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については相手方の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第16条、第20条第2項、第21条、第23条、第27条、第29条、第34条、第35条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

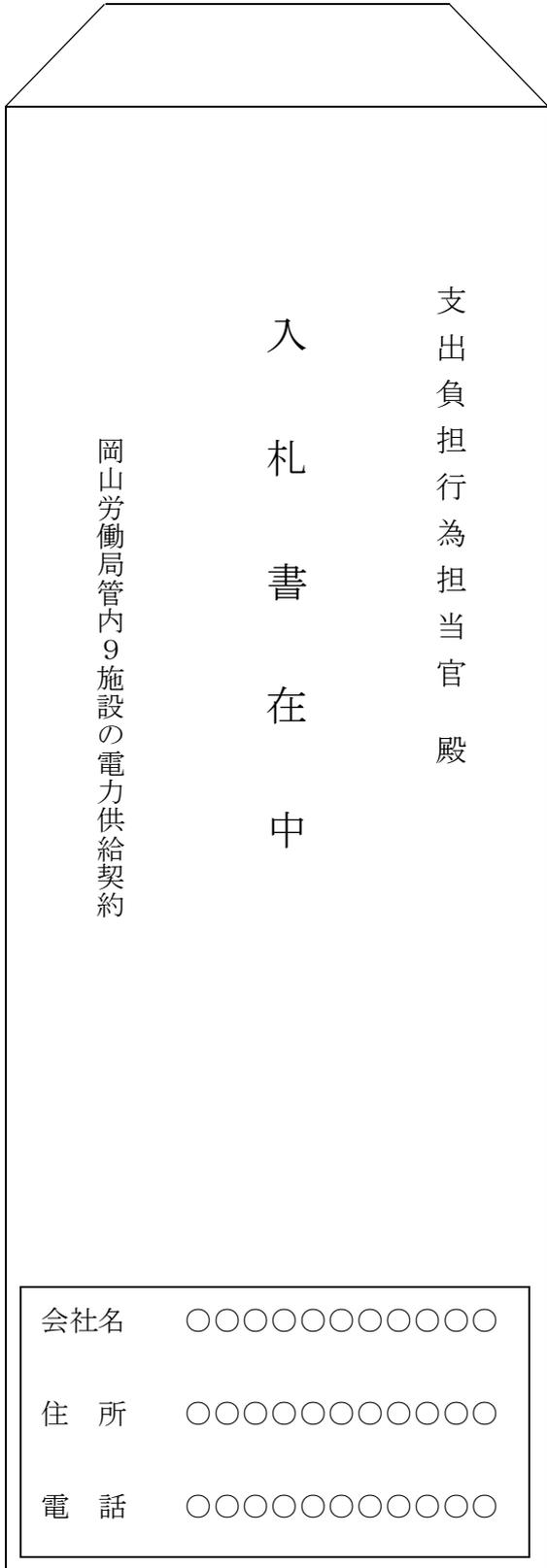
令和7年4月1日

甲 岡山市北区下石井1-4-1  
支出負担行為担当官  
岡山労働局総務部長 ●●●●

乙 ●●●●●●●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●●●●●●●

# 封書記載例

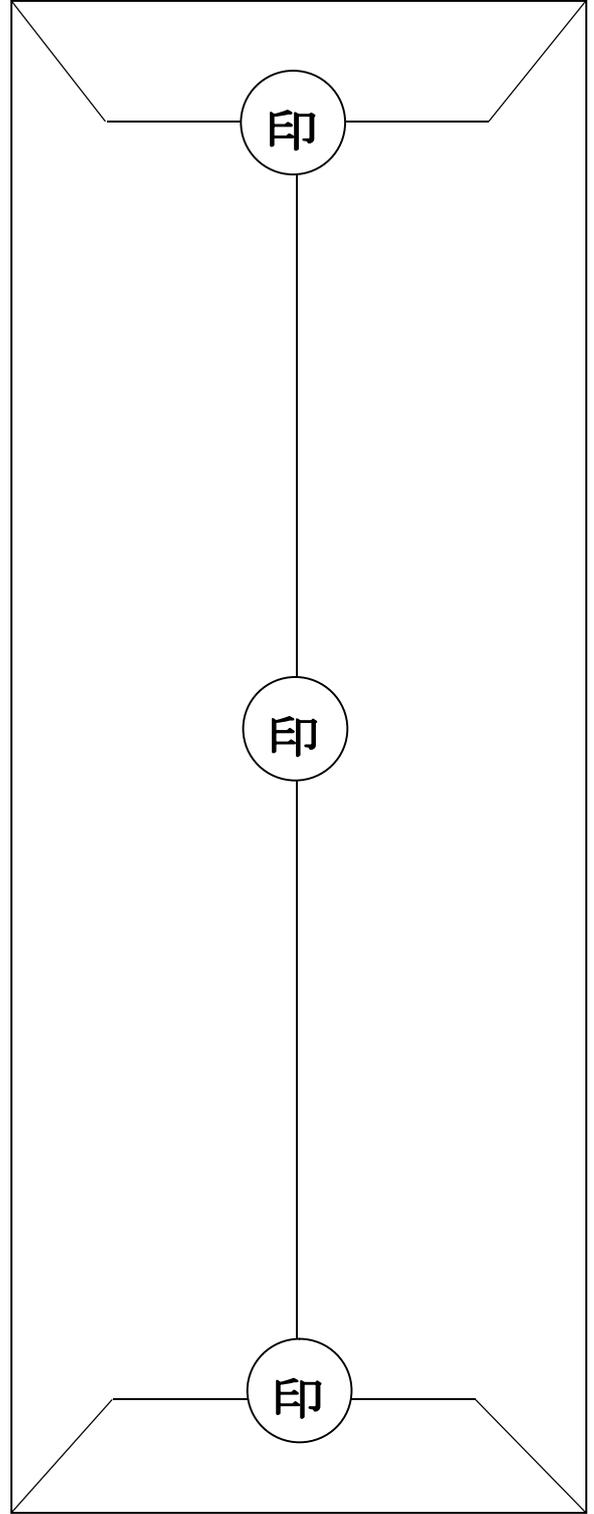
封筒表面



封筒表面のレイアウト:

- 右側（縦書き）: 支出負担行為担当官 殿
- 中央（縦書き）: 入 札 書 在 中
- 左側（縦書き）: 岡山労働局管内9施設の電力供給契約
- 下部（横書き）: 会社名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
電 話 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

封筒裏面



封筒裏面のレイアウト:

- 上部（縦書き）: 印
- 中央（縦書き）: 印
- 下部（縦書き）: 印